

(写)

令和3年7月1日

議長 乗原佳一様

提出者 西田武史

賛成者 岸田厚

同 倉田賢一郎

同 殿本マリ子

同 烏野隆生

同 米田貴志

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例(平成 29 年条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「前号」を「第 1 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 議員の出産(出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間において、議会の会議等に当該出産のため出席できないことについて当該議員から届出がなされている場合に限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要であることから、女性が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の減額支給について、出産を適用除外の事由とするものである。